

羽曳野市公共下水道施設等管理業務

要求水準書（案）

令和8年8月

羽 曳 野 市

羽曳野市公共下水道施設等管理業務要求水準書（以下「本要求水準書」という。）は、羽曳野市（以下「本市」という。）が実施する羽曳野市公共下水道施設等管理業務（以下「本業務」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」という。）に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めたものであり、本業務に提示された条件並びに受託者の提案内容に基づいて行うものとする。

目 次

1	目的	1
2	適用範囲	1
3	履行期間	2
4	用語の定義	2
5	費用の負担	3
6	秘密の保持等	3
7	法令等の遵守	4
8	中立性の堅持	4
9	公益確保の義務	4
10	不誠実な行為等の禁止	4
11	提出書類	4
12	官公署等への手続き	5
13	業務実施体制	5
14	再委託先の届出	5
15	地元企業の活用	5
16	地域住民等との協調	5
17	協力義務	6
18	損害賠償及び補償	6
19	工程管理	6
20	施設の使用	7
21	機材の準備	7
22	打合せ及び記録	7
23	貸与資料及び貸与品	7
24	参考図書	8
25	証明書等の交付	8
26	安全管理	8
27	安全教育	8
28	労働災害防止	8
29	公衆災害防止	9
30	局地的な大雨による安全管理	9
31	災害時維持修繕協定の締結	10
32	企画提案に基づく業務	10
33	広域連携及び分野横断的マネジメント等への対応に関する要求水準	10
34	契約内容の見直しおよび契約変更	11
35	業務の完了	11
36	業務準備期間及び業務移行期間と業務の引継ぎ	11
37	業務指標（PI）	12
38	その他	12

1 目的

本業務は、本市が所管する下水道施設の維持管理に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し、効率的な維持管理が実現できるよう、10年契約で包括的に委託するものであり、本市と受託者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、下水道施設の機能維持・予防保全型維持管理の効率化及びサービスレベルの向上を図ることを目的とする。

2 適用範囲

(1) 本要求水準書は、本市が発注する本業務に適用する。受託者は、本要求水準書に従い、誠実かつ安全に本業務を履行しなければならない。各業務の概要は、以下のとおりとする。各業務の詳細については、【別紙1】業務内容に示すとおりである。

①統括管理業務

- (ア) 全体業務計画書作成業務
- (イ) 年間業務計画書作成業務
- (ウ) 月間業務計画書作成業務
- (エ) 維持管理に必要なマニュアル作成業務
- (オ) モニタリング関連業務

②管路施設維持管理業務

- (ア) 住民対応（2次対応）
- (イ) 点検
- (ウ) 管内調査
- (エ) 不明水調査
- (オ) 清掃
- (カ) 浚渫業務
- (キ) 修繕業務

③ポンプ場施設等維持管理業務

- (ア) 運転管理・調達管理業務
- (イ) 保守点検・緊急対応業務
- (ウ) 修繕業務
- (エ) 事務管理・データマネジメント業務

④調整池等維持管理業務

- (ア) スクリーン清掃
- (イ) 中池特定維持管理
- (ウ) 羽曳が丘東調整槽特定維持管理
- (エ) 異常報告および別途指示

⑤ストックマネジメント計画策定業務

- (ア) 施設情報の収集整理
- (イ) リスク評価
- (ウ) 施設管理の目標設定
- (エ) 長期的な改築事業シナリオの設定
- (オ) 点検・調査計画の策定
- (カ) 点検・調査の実施
- (キ) 修繕・改築計画の策定
- (ク) 修繕・改築計画のとりまとめ

⑥災害対応業務

- (2) 本要求水準書は、本業務の受託者に求める業務の要求水準と受託者が実施しなければならない最低限の業務内容を定めるものである。
- (3) 上記の(1) ⑤ストックマネジメント計画策定業務など、国庫補助金対象業務において、会計実地検査等に必要な資料作成、検査対応補助を行うこと。
- (4) 本要求水準書に疑義が生じた場合、また、本要求水準書に記載のない事項については、本市と受託者との協議により決定する。

3 履行期間

本業務の履行期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までは、前受託者から受託者への業務準備期間とし、業務準備期間内に係る経費は受託者の負担とする。

4 用語の定義

本要求水準書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「指示」とは、本市の発議により、本市が受託者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者の発議により、受託者が本市に報告し、本市が了解することをいう。また、本市がチェックを行い、次の過程に進むことを許可することをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者が対等の立場で、合議することをいう。
- (4) 「提出」とは、本市が受託者に対し、又は受託者が本市に対し業務に関する書面又はその他の資料等（電磁的記録等を含む）（以下「書面等」という。）を説明し、差し出すことをいう。
- (5) 「報告」とは、受託者が本市に対し、業務の状況又は結果について書面等（電磁的記録等を含む）により説明し、知らせることをいう。
- (6) 「連絡」とは、本市と受託者の間で、業務に関し伝達すべき事項について、口

頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

- (7) 「点検」とは、マンホール蓋を開け、地上からの目視による流下状況の確認、鏡とライトの使用又はマンホール内に管口テレビカメラを挿入、もしくは必要に応じてマンホールに入孔した作業員による目視で管内状況や堆積物の有無の確認を行うことをいう。
- (8) 「調査」とは、点検では把握できない施設の状況を定量的に把握することをいう。管内に潜行する調査員による目視、又は下水道管渠用テレビカメラを挿入する方法等により、詳細な劣化状況や動向等を定量的に確認するとともに、原因を検討することをいう。
- (9) 「保守点検」とは、定期的に目視や聴覚等の五感、各種計器の指示値及び簡易な工具・計測機器等を用いて状態を把握・記録し、消耗品の確認・補充・交換及び清掃や、異常が発見された場合は調整・修理・取替え等を行って、機能を維持することをいう。
- (10) 「住民対応（1次対応）」とは、住民等からの通報・要望を本市等が直接受け、現場確認および宅地内の簡易的な応急処置（つまり解消、小規模な清掃等）を判断・実施する段階をいう。
- (11) 「住民対応（2次対応）」とは、1次対応による現場確認の結果、構造的な損傷や老朽化に伴う修繕等、高度な技術判断または重機等の投入が必要な案件について、1次対応者から受託者が内容を引き継ぎ、具体的な修繕計画の策定および施工管理を行う段階をいう。
- (12) 「清掃」とは、流れや機能を阻害している堆積物等を除去し施設の能力を回復させることをいう。
- (13) 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障もしくは損傷した施設を対象として、当該施設の所定の耐用年数内において機能を維持させるために行われることをいう。

5 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本要求水準書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

6 秘密の保持等

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を業務期間中もしくは業務終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の実施により得られた資料及び成果の所有は本市に帰属するものとし、受託者は、本市の承諾なくこれらを公表してはならない。

7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、【別紙 3】 遵守法令等に掲げる法令の他、関連する法令、条例、規則等並びに本市が他企業と締結している協定書等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者が使役する全ての使用人等に対する諸法令の運用、適用は、受託者の責任と負担において行わなければならない。
- (3) 「羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱」により、受託者は、再委託先との契約時に羽曳野市長あてに「誓約書」を提出しなければならない（市長が必要であると判断した場合は、契約金額が 500 万円未満の場合であっても誓約書を提出するよう求めるものとする）。また、受託者は、再委託契約後速やかに上述の再委託先からの「誓約書」をとりまとめ、本市に提出しなければならない。

8 中立性の堅持

受託者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。

9 公益確保の義務

受託者は、本業務の実施に当たり公共の安全、環境の保全その他の公益を害することのないように努めなければならない。

10 不誠実な行為等の禁止

- (1) 受託者は、礼節を守り、秩序ただしく言動及び身だしなみに注意するとともに応接に際しては、親切、丁寧を心掛けて迅速に対応しなければならない。
- (2) 受託者に本契約の違反や、業務の適正な遂行を著しく欠く不誠実な行為が確認された場合は、受託者は本市からの改善指示に基づき、改善計画を提出し、迅速に改善を図ること。

11 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに、【別紙 4】 業務着手時の提出書類に示す書類を本市に提出し、その承諾及び身分証明書の発行を受けた上で本業務に着手しなければならない。なお、各書類の様式は、本市の指示によるものとする。
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、直ちに変更届を本市に提出しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務着手日以降、本業務の履行期間中において、【別紙 5】 業務実施期間中の提出書類に示す書類を本市に提出しなければならない。各書類の様式は本市の指示によるものとする。
- (4) 受託者は、本業務が完了した時は、速やかに、【別紙 6】 業務完了時の提出書類

に示す書類を本市に提出しなければならない。なお、これらの書類のうち業務報告書に記載する考察には、各種業務の結果を踏まえ、本市の維持管理の一層の効率性に資する提言を含めるものとする。

- (5) 受託者は、前各号の提出書類又は提出図書その他、本市が指示した書類は、指定した期日までに提出しなければならない。

12 官公署等への手続き

- (1) 受託者は、本業務の履行期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、受託者が行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、受託者の責任と負担において、関係諸法令の定めるところにより行わなければならない。また、届出等に先立ち、その内容を事前に本市に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、本市が行うべき届出等の書類作成及び手続き等を支援すること。
- (4) 受託者は、関係官公署及びその他の関係機関との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

13 業務実施体制

受託者は、【別紙 7】業務実施体制に定める体制を整えなければならない。

14 再委託先の届出

- (1) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、本業務の着手に先立ち、再委託届により、再委託先の名称、再委託の種類、金額、期間及び範囲等について届け出なければならない。
- (2) 本市は、本業務の実施に当たって、著しく不適當であると認められる再委託先について、交代を命ずることがある。この場合、受託者は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

15 地元企業の活用

受託者は、本業務の実施に当たり、地域経済の活性化及び本市内事業者の技術力向上等に資するため、業務内容及び品質確保に支障のない範囲で、本市内に所在する企業の活用に努めるものとする。

16 地域住民等との協調

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、必要に応じて地域住民等に業務内容を説明し、理解と協力を得るとともに、紛争等が生じないように努めなければならない。

い。

- (2) 受託者は、地域住民等から苦情、要望等があった時は、遅滞なく本市に報告し、その指示を受けるとともに、誠意を持って対応し、その結果を速やかに本市に報告しなければならない。
- (3) 受託者は、如何なる理由があっても、地域住民等から報酬、手数料等を受け取ってはならない。再委託先及び使用人等についても、当該の行為について十分指導監督すること。
- (4) 前号においては、地域住民等の適正な契約に基づく排水設備工事等に関してはこの限りではない。
- (5) 再委託先及び使用人等が第 3 号の行為を行った時は、受託者がその責任を負うこと。

17 協力義務

- (1) 受託者は、関連業務の受託者と相互に協力し、本業務を実施しなければならない。また、他事業者が実施する関連業務が同時に実施される場合においても、これら関係者と相互に協力しなければならない。
- (2) 受託者は、本市が指定する第三者が行う試験及び調査（モニタリング等）に対して、本市の指示によりこれに協力しなければならない。

18 損害賠償及び補償

- (1) 受託者は、その責めに帰すべき事由により本市が管理する下水道施設に損害を与えた時は、直ちに本市に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに原状復旧しなければならない。この場合において、原状復旧に要する費用は受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。

19 工程管理

- (1) 受託者は、あらかじめ提出した全体業務計画書及び年間業務計画書、月間業務計画書（以下「各種業務計画書」という。）に従い、工程管理を適正に行わなければならない。
- (2) 各種業務計画書に記載の業務の計画と実績とに差異が生じた場合は、必要な措置を講じて、本業務の円滑な進捗を図らなければならない。
- (3) 受託者は、月間業務計画書により、本業務の進捗状況等を翌月初めに本市に報告するものとする。

20 施設の使用

- (1) 受託者は、ポンプ場等の敷地・用地の使用に関して、本業務の着手に先立ち、本市指定の行政財産使用許可申請書を提出し、その承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、ポンプ場等を本業務の目的以外に使用してはならず、本市の承諾なく改造等を行ってはならない。
- (3) 本業務の履行上必要となる電気、水道及び下水道に係る使用料金等を除くユーティリティ費は、受託者が負担する。ただし、清掃作業に用いる洗浄水については、受託者の負担で調達するか、もしくは碓井ポンプ場で調達することとする。
- (4) ポンプ場内にある備品については本市の承諾を得た上で使用してもよいが、本業務終了後は、原状復旧すること。備品の故障等に伴う修理・交換費用については、受託者の負担とする。
- (5) ポンプ場に対し、受託者が必要な改造及び受託者の責で発生した損傷は、本業務終了後、受託者の責任で原状復旧すること。
- (6) 受託者は本市の指示に基づき、必要に応じて本市執務室（市役所下水道部）で本業務内容に沿った内業（電子機器を用いた作業等）を行うことができる。

21 機材の準備

本業務の履行に必要な機材は、受託者の責任と負担において準備をしなければならない。車両の配備やその他、受託者が準備すべき機材は、【別紙 8】準備機材を標準とし、迅速な対応がとれるよう準備すること。

22 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本市と密接な連絡をとり、必要な段階で打合せを行うものとし、その内容については、その都度、打合せ議事録を作成、本市に提出し、その確認を受けなければならない。
- (2) 監理技術責任者は、重要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 受託者は、実施した作業内容について、作業日報により本市に速やかに報告しなければならない。
- (4) 受託者は、夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を取る場合は、緊急時の連絡責任者を定め、体制を整え、緊急連絡表を作成し、本市に事前に報告しなければならない。

23 貸与資料及び貸与品

本市は、過去に行った計画等の成果品等を必要に応じて、受託者に貸与することとし、受託者は、本項前段の貸与を受けようとする時は、事前に資料・物品貸与申請書を本市に提出し、その承諾を得るものとする。また貸与できる期間や条件につ

いては、必要に応じて協議する。

24 参考図書

本業務の履行において参考とする図書は、【別紙 9】参考図書に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ本市の承諾を受けなければならない。

25 証明書等の交付

必要な証明書等の交付は、受託者の申請による。

26 安全管理

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、電気、薬品類、酸素欠乏、有毒ガス、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び適切な人員の配置を行い、危険防止に必要な措置を講じること。
- (2) 受託者は、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本市に報告し、追加措置がある場合は速やかに協議すること。
- (3) 作業中は気象情報に十分注意を払い、局地的大雨等に関する降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とする。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じること。
- (4) 事故防止を図るため、安全管理については、全体業務計画書に明示し、受託者の責任において実施すること。
- (5) 万一、事故が発生した場合は、全体業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに本市及び関係官公署及びその他の関係機関に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。

27 安全教育

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受託者は、危険又は有毒ガス等が発生する環境での業務に従事する者に対して、特別な教育を行うこと。

28 労働災害防止

- (1) 受託者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 下水道施設の内部で作業を行う場合は、酸素欠乏症等の危険作業に該当するため、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気・有毒ガスの有無を作業開始前と作業中は常時測定し、換気等事故防止に必要な措置を

講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、測定結果は、記録、保存し、本市が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。

- (3) 作業中、酸素欠乏や硫化水素等の有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、本市及び関係官公署及びその他の関係機関に緊急連絡を行い、その指示に従うこと。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。
- (5) 受託者は、作業に当たり下水道施設又はガスパイプ付近では、絶対に裸火を使用しないこと。

29 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講じること。
- (2) 作業に当たり、騒音規制法、振動規制法及び公害防止関係法令に定める規制基準を遵守するために、必要な措置を講じること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導警備員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 受託者は、道路上で作業を行う場合、受託者において所轄の警察署で道路使用許可申請を行うとともに、許可条件を遵守すること。
- (5) 作業に伴う交通対策及び保安対策に関する具体的事項については、関係官公署及びその他の関係機関と十分協議して定め、協議結果を本市に報告すること。

30 局地的な大雨による安全管理

大雨による急激な雨水流入により、下水道施設内において、流速、水位が変動する可能性のある場所であることを考慮し、下水道施設内の水量が増水した後の対応のみならず、急激な増水が発生する前に作業等を中止又は中断するなどの予防的な対応も含め、受託者は下水道施設内での作業を安全に実施するための安全管理体制を確保すること。

作業日には、開始前に作業関係者全員に対して、作業内容、作業時間、当日の天気予測、当該作業箇所での水位や流速、退避ルート、退避時の合図等についてミーティングを実施し、安全管理の内容について周知徹底する。また、安全器具の設置等についても周知徹底させ、安全対策の重要性を認識させるとともに、危険予知活動を実施し、活動内容を写真や書類等により記録する。

受託者は、安全管理に万全を期すため、現場特性に応じた中止基準について、以下を参考とし自らの責任において設定する。

(1) 開始前

- ・ 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合

は、作業は行わない。

- ・ 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生している場合は、作業は行わない。
- ・ 開始前に当該作業箇所の管渠内の水位や流速を計測した結果、異常が認められた場合は、作業は行わない。

(2) 開始後

- ・ 当該作業箇所又は上流域等に洪水又は大雨の注意報・警報が発令された場合は、即刻作業を中止し速やかに地上へ退避する。
- ・ 当該作業箇所又は上流域等に降雨や雷が発生した場合は、即刻作業を中止し速やかに地上へ退避する。
- ・ 管渠内の状況に異常があると作業員等が判断した場合は、即刻作業を中止し速やかに地上へ退避する。

31 災害時維持修繕協定の締結

受託者は、契約後速やかに下水道法第15条の2に基づく「災害時維持修繕協定」を締結するものとする。協定内容等は、契約後、本市と協議の上作成するものとする。

32 企画提案に基づく業務

- (1) 受託者は、企画提案書のとおり自らが提案した事項についても本業務の対象とし、実施しなければならない。
- (2) 実施においては、本市と協議すること。
- (3) 企画提案に基づく業務については、業務完了時に報告書を作成し、必要部数を提出しなければならない。

33 広域連携及び分野横断的マネジメント等への対応に関する要求水準

受託者は、本業務の履行期間中、本市が検討する下水道事業の広域化・共同化、および他インフラ施設（道路等）との一体的な管理（以下「広域連携等」という）の推進に対し、本市のパートナーとして誠意をもって協議に応じるものとする。

(1) 本市の求めに応じた協議

- ・ 受託者は、本市から広域連携等に関する協議の求めがあった場合、契約期間中であっても、その実現に向けた柔軟な検討および協議に応じること。

(2) 情報の提供および助言

- ・ 協議にあたり、受託者が本業務を通じて保有する点検・調査データ等の提供を求められた場合、または民間事業者の視点からの技術的な助言を求められた場合、受託者は可能な範囲でこれに協力するものとする。

34 契約内容の見直しおよび契約変更

本業務は 10 年間の長期契約であることを踏まえ、社会情勢の変化、業務の履行状況及び下水道ストックマネジメント計画の改定サイクルに応じた適切な業務水準及びリスク分担を確保するため、事業期間中において、契約内容の見直しに係る協議（以下「見直し協議」という。）を柔軟に実施できるものとする。

- (1) 本市と受託者は、本業務全体のさらなる効率化およびサービスレベルの向上を目指し、事業開始後に蓄積される維持管理データや、令和 11 年度に予定している次期ストックマネジメント計画等の策定・改定タイミングに合わせて、性能規定（業務指標 PI）の導入・拡充および管理目標値の高度化、ならびに官民のリスク分担の見直しについて、必要に応じて協議を行うものとする。
- (2) 前号の協議により、業務内容や仕様の変更について本市と受託者の双方が合意に達した場合は、適正な手続きを経て変更契約を締結するものとする。
- (3) 見直し協議における主な検討テーマは、以下のとおりとする。
 - ・ 管路施設への性能規定の段階的な導入、およびすでに性能規定化されている施設も含めた全体の業務指標（PI）・管理目標値の拡充・見直し
 - ・ 実績データの蓄積を踏まえた、官民のリスク分担の適正化
 - ・ スtockマネジメント計画（更新計画含む）の更新に伴う、業務範囲の調整
 - ・ その他、著しい社会情勢の変化や法令改廃等に伴い、本要求水準書の見直しが必要と認められる事項
- (4) 協議が不成立の場合、または変更契約が締結されない場合は、原則として現行の契約内容および要求水準書に基づき業務を継続するものとする。

35 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務完了時に本要求水準書及び【別紙 6】業務完了時の提出書類に指定された提出図書及び書類を提出し、本市の検査を受けなければならない。
- (2) 受託者は、検査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 本市による検査の合格後、提出図書及び書類一式の納品をもって本業務の完了とする。
- (4) 本業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う本業務の契約不適合（品質、種類、数量に関して契約内容に適合しないもの）が発見された場合は、受託者は、直ちに当該業務の修正を受託者の責でもって行わなければならない。

36 業務準備期間及び業務移行期間と業務の引継ぎ

- (1) 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間を業務準備期間とする。
- (2) 履行期間の最終 3 か月間を業務移行期間とする。

- (3) 受託者は、業務準備期間及び業務移行期間において、【別紙 10】業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等に従って業務の引継ぎを行うものとする。

37 業務指標 (PI)

- (1) 受託者は履行期間を通じ、【別紙 1】業務内容に定める内容の実施に加え、【別紙 11】業務指標に定める目標値（表 11-1、表 11-2）の達成を目標とし、その履行状況を適切に管理・報告しなければならない。
- (2) 業務指標の項目および目標値については、本業務全体の性能規定化の拡充・高度化を図るため、原則として事業開始後 2 年ごとに検証・見直しを行うものとする。この定期的な検証、および社会情勢の変化等に伴う臨時的な見直しは、第 34 条に定める「見直し協議」の一部として位置づけ、本市と受託者との合意に基づき、将来的な業務指標（別紙 11 表 11-3）の段階的な導入・移行等について柔軟に協議するものとする。

38 その他

- (1) 作業箇所において、下水道施設に緊急性を要する破損、不等沈下、腐食等の異状を発見した場合は、速やかに本市へ報告すること。
- (2) 本市と受託者のリスク分担について【別紙 12】リスク分担表に定めるとおりとする。また、本要求水準書に特に明示していない事項であっても、業務の遂行上、当然必要なものは、受託者の負担において処理すること。
- (3) その他、特に定めのない事項については、速やかに本市へ報告し、指示を受けて処理すること。